

津幡町選挙管理委員会告示第10号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（町教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

令和8年1月26日

津幡町選挙管理委員会

10, 410人